

議案第 17 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 2 月 22 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市健康福祉審議会の項中「30人以内」を「50人以内」に改める。

「

| | | | | | | |
|--------|---------------------------------|---|---------------|---|--------|---|
| 第2条の表中 | 三田市 心身障 害児就 学指導 委員会 | (1) 心身障害児に係る就学相談及び就学指導に関する事項についての調査審議 (2) 心身障害児に係る教育の啓発に関する事項についての調査審議 | 18 人以 内 | (1) 学識経験者 (2) 三田市教育委員会（以下この部において「委員会」という。）が必要と認める者 | 2 年 | を |
|--------|---------------------------------|---|---------------|---|--------|---|

」

「

| | | | | |
|--------------------------------------|------------------------------|---------------|---|----------------|
| 三田市 教育振 興基本 計画検 討委員 会 | 市の教育振興基本計画の策定に関する事項についての調査審議 | 12 人以 内 | (1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 三田市教育委員会（以下この部において「委員会」という。）が必要と認める者 | 諮問に係る審議が終了するまで |
| 三田市 心身障 害児就 | (1) 心身障害児に係る就学相談及び就学指導に関 | 18 人以 内 | (1) 学識経験者 (2) 委員会が必要と認める者 | 2年 |

」

| | | | | |
|------------|---|--|--|--|
| 学指導 委員会 | する事項について の調査審議 (2) 心身障害児に 係る教育の啓発 に関する事項に ついての調査審 議 | | | |
|------------|---|--|--|--|

に改める。

」

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。